

総 務 常 任 委 員 会

令和2年3月13日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 2 号 令和2年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第13号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画を定めることについて
- 議案第25号 指定管理者の指定について
(道の駅 季楽里あさひ)

出席委員（6名）

委員長	宮 澤 芳 雄	副委員長	平 山 清 海
委員	高 橋 利 彦	委員	島 田 和 雄
委員	伊 藤 保	委員	飯 嶋 正 利

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（24名）

副市長	加瀬正彦
行政改革推進課長	井上保巳
企画政策課長	小倉直志
税務課長	石毛春夫
会計管理者	多田英子
監査委員局長	伊藤義一
その他担当職員	13名

秘書広報課長	山崎剛成
総務課長	伊藤憲治
財政課長	伊藤義隆
市民生活課長	遠藤泰子
消防長	川口和昭

説明のため出席した参考人（3名）

地方独立行政法人 総合病院国保旭 中央病院事務局長	菅谷敏之史
その他担当職員	1名

地方独立行政法人 総合病院国保旭 中央病院経理課長	松浦豊
---------------------------------	-----

事務局職員出席者

事務局長	高安一範
副主幹	黒柳雅弘

事務局次長	池田勝紀
-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまです。総務常任委員会ということでお集まり頂きました。

大変今日は暖かい日です。もう春を思わせるような陽気になりました。靖国神社の桜の標本木というんでしょうか、今日はどうも開花宣言が出そうだと朝のニュースでやっていました。非常にいいことだと思います。

反面、非常にコロナウイルスの影響も大きくて、WHOがパンデミックだという宣言を昨日でしょうか、出しまして、非常に困惑をしているところであります。職員の皆さんも、本当に市全体の感染も大事なんですけれども、まずご自分が感染してしまっは大変だということで、大変な努力をされていることと思います。本当に日頃からお疲れさまです。ご苦労さまです。

3日前の新聞でちょっと感激をしまして、聖火リレーのランナーに飯岡中学校の伊藤百々寧さんでしょうか、大きく取り上げられていました。震災から9年たちますけれども、もうあの子の子どもがあんなに大きくなったんだな、彼女にしてみればどんなにつらい経験だったか。でも、9年後にオリンピックという大きな舞台、その聖火ランナーを務める、本当にうれしく思っていることだと思います。

今回、飯岡中学校の選手が8人、聖火ランナーとして、ランナーには、今回は東京オリンピックのときと違って同行者がつかないんですけれども、第1走者の飯岡中の伊藤百々寧さんが走る場所だけは、伴走がついて一緒に行こうということに相なったわけです。これ皆さん知らないと思いますけれども、この飯岡中学校の生徒が出るということはすごいことで、旭市に体育振興課という課がなかったら、これがなかったんです。体育振興課の職員が県とすごく強いパイプを持っていて、県のほうもオリパラ推進室ができたんですけれども、私たちどうしていいか分からないと、随分旭市に聞きに来たんですよ。当初、旭市はドイツ誘致ということで、事前キャンプ、そういったことが進んでいたのも、非常にそういったことで実現したんだということなんです。本当に職員に感謝したいと思います。

それでは、今日、総務常任委員会ですので、忌憚のないご意見、また慎重なる審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。よろしくお願いします。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日は、付託された議案の審査を行うわけですが、議案第23号の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に関する議案を審査する上で、病院職員の出席を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようですので、参考人として病院職員の出席を求めることにいたします。

伊藤議長、よろしくお願いいたします。

しばらくの間、休憩いたします。

休憩 午前10時 5分

再開 午前10時 6分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、全部で9議案でございます。

その内訳でございますが、予算関係で3議案、議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管する事項、議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管する事項でございます。

それと条例関係が4議案でございます。議案第13号で、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第15号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての4議案になります。

そのほかといたしまして、議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画を定めることについて、議案第25号として指定管理者の指定でございます。これは道の駅季楽里あさひについてでございます。

以上、全部で9議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画を定めることについて、議案第25号、指定管理者の指定についての9議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決につきましては、本会議において補足説明を申し上げましたところでもありますけれども、何点か所管課より補足説明を申し上げますので……。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長、長くなるようでしたら着座のまま。

○財政課長（伊藤義隆） 終わりです。所管より補足説明をいたしますので、よろしくお願い

いたします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第1号につきまして、総務課所管事項の補足説明を申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 着座どうぞ。

○総務課長（伊藤憲治） ありがとうございます。では、失礼して着座で説明させていただきます。

それでは、予算書の225ページをお開きください。

9款1項3目、説明欄の3、防災行政無線等整備事業の予算額は1億5,758万3,000円で、主な内容は226ページになります。14節の工事請負費です。このうち防災行政無線整備工事540万5,000円は、災害時の物資の集積拠点でもあります道の駅季楽里あさひの防災機能強化を図るため、防災行政無線の屋外子局を新たに整備するものです。

その下の千葉県防災システム移設工事2,648万1,000円は、災害時に千葉県や県内自治体との連絡を行うための千葉県の無線システムと、地震の揺れを感知する計器や感知した震度を送信するネットワークのシステムを新庁舎へ移設するための経費です。

次の防災行政無線改修工事1億318万円は、市の防災行政無線システムのうち、本庁舎から電波を送信するための機器を更新するものです。

次に、人件費について補足説明を申し上げます。

予算書の302ページをお願いいたします。

給与費明細書の一般職分になります。令和2年度は、会計年度任用職員制度の創設に伴いまして、（1）の総括は、常勤職員と会計年度任用職員の数値を合計したもので表示していますので、次のページ以降でそれぞれに分けて説明いたします。

それでは303ページをご覧ください。

まず、アの会計年度任用職員以外の職員、いわゆる常勤職員の内容について説明いたします。

初めに、職員数ですが、本年度欄の638人は、令和2年1月1日現在、各部署に配置している職員数を基本に退職者、新規採用者及び各会計間の異動等を考慮しまして、令和2年4月1日の配置予定人数を計上したものです。前年度予算と比較して2人の減となります。

本年度欄の括弧内39人は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の外書きです。前年度当初予算と比較して10人の増となります。

次に、給与費のうち給料は、本年度の予算額が23億7,981万円で、前年度と比較して395万1,000円の増となります。これは、再任用短時間勤務職員数の増によるものです。

職員手当等につきましては、下段に内訳を載せておりますので、後ほど説明いたします。

共済費は、職員の健康保険や厚生年金等に係る負担金でありまして、追加費用率の減により前年度と比較して198万2,000円の減となります。

次に、下段の職員手当等の内訳をご覧ください。ここでは、金額が大きく増減した手当を中心に説明いたします。

まず、住居手当です。この手当は、借家の家賃に応じて支給するもので、一月の支給限度額は2万8,000円となります。支給人数の増によりまして、前年度と比較して194万4,000円の増となります。

次に、通勤手当をご覧ください。この手当は、自動車通勤や公共交通機関利用の場合、通勤距離に応じた手当や定期券等の運賃相当額を支給するものです。前年度と比較して114万3,000円の増となります。

少し飛びまして、休日勤務手当をご覧ください。この手当は、休日に勤務した場合に支給するもので、令和2年度については休日の日数が減ることから、前年度と比較して705万円の減となります。主に消防職員に支給するものです。

続いて、期末手当と勤勉手当です。令和2年度の期末手当の支給率は、6月、12月ともに1.3月、勤勉手当は6月と12月ともに0.95月で、年間の合計支給率は4.5月分となります。前年度と比較して、期末手当は職員数の減により114万5,000円の減、勤勉手当については令和元年度の人事院勧告等に基づき、支給月数が0.05月分増えたことから918万6,000円の増となります。

最後に、児童手当をご覧ください。この手当は、中学校終了前までの子どもを養育している職員に支給するもので、子どもの人数や年齢要件によって、月額1人1万円から1万5,000円を支給します。支給人数の増により、前年度と比較して123万円の増となります。

続いて、304ページをお願いいたします。

イの会計年度任用職員の給与費明細書です。令和2年度から開始される制度のため、前年度欄は空欄となっております。

それではまず、職員数です。本年度欄の42人は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じフルタイム会計年度任用職員の任用予定延べ人数です。括弧内の424人は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短いパートタイム会計年度任用職員の任用予定延べ人数です。

次に、給与費のうち報酬は4億7,398万5,000円で、パートタイム会計年度任用職員に支給するものです。

その右側、給料は1億2万8,000円で、フルタイム会計年度任用職員に支給するものです。

また、職員手当等は8,309万9,000円で、下段に内訳を載せておりますので、後ほど説明いたします。

共済費は、会計年度任用職員の健康保険や厚生年金等に係る負担金で1億168万9,000円を計上しています。

次に、下段の職員手当等の内訳をご覧ください。

通勤手当は318万6,000円です。これは、フルタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用で、常勤職員と同じ基準で支給します。

次に、時間外勤務手当の759万4,000円は、フルタイム会計年度任用職員が時間外勤務を行った場合に支給するもので、手当の割増率は常勤職員と同様となります。

期末手当の7,231万9,000円は、支給条件を満たすフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に6月と12月に支給するものです。

最後に、常勤職員と会計年度任用職員を合わせた給与費全体の影響額について説明いたします。お手数ですが、予算書の302ページにお戻りくださるようお願いいたします。

(1) 総括です。

表の右側、合計欄の下段をご覧ください。

前年度と比較した影響額ですが、会計年度任用職員制度の創設に伴い、合計で7億6,566万9,000円の増となっております。

以上で、総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 議案第1号について、税務課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の11ページをお開きください。

○委員長（宮澤芳雄） 課長、着座のまま説明してください。

○税務課長（石毛春夫） 失礼します。

1款市税です。令和2年度の市税の合計額は74億6,286万1,000円で、前年度比9,131万6,000円、1.2%の減を見込みました。内訳としましては、現年度分を73億7,799万5,000円、滞納繰越分を8,486万6,000円を見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

1 項 1 目個人市民税は30億3,901万4,000円で、前年度比6,220万8,000円、2.0%の減を見込みました。現年課税分の収納率については、前年度と同率の98.1%を見込んでおります。

1 項 2 目法人市民税は、3 億7,394万円で、前年度比 1 億1,216万9,000円、23.1%の減を見込みました。これは税制改正により、税率が現行より3.7ポイント下がったことが主な要因です。現年課税分の収納率については、99.6%で前年度と同率といたしました。

次に、下のほうになりますが、2 項 1 目固定資産税は30億5,764万4,000円で、前年度比5,109万2,000円、1.7%の増を見込みました。現年課税分の収納率については97.5%で、前年度と同率といたしました。

現年課税分のうち家屋につきましては、新築家屋の増加分により増を見込んでおりますが、償却資産については、法人等の新たな設備投資が少なく、微減を見込んでおります。

続きまして、14ページをお願いいたします。

3 項 1 目軽自動車税は2 億3,287万4,000円、前年度比8.1%の増を見込みました。なお、令和2年度から税目の名称が整理され、軽自動車税は環境性能割と種別割で構成されることになります。

環境性能割は県から交付されるため収納率は100%で、種別割につきましては、現年課税分は96.42%、前年度比0.12ポイントの増を見込んでおります。

4 項 1 目市たばこ税は4 億9,036万3,000円で、前年度比1,009万8,000円、2.1%の増を見込んでおります。これは、令和2年10月のたばこ税の値上げを見込んだものです。

続きまして、15ページをお願いいたします。

6 項 1 目都市計画税は2 億5,704万5,000円で、前年度比450万6,000円、1.8%の増を見込んでおります。

現年課税分の収納率については97.5%で、前年度と同率といたしました。

以上で、議案第1号、税務課所管の補足説明は終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 市民生活課長。

どうぞ着座で説明されてください。

○市民生活課長（遠藤泰子） ありがとうございます。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決について、市民生活課所管部分を補足説明申し上げます。

予算書の83ページをお願いいたします。

一番下段、2款3項1目、説明欄3の住民基本台帳事務費のうち、1枚めくっていただいて85ページになります。18節の2番目の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金は、個人番号カードの作成等の事務を委任している地方公共団体情報システム機構、通称J-LISへ支払うものです。国のマイナンバーカード普及促進強化により、前年度に比べて大きく増加しておりますが、この交付金につきましては、国庫補助率10分の10ということで国から同額の補助がございます。

以上で、議案第1号、市民生活課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 70ページですけれども、交通安全対策事務費についてお伺いします。

この項目に交通安全指導員の予算が計上されていると思いますけれども、この交通安全指導員は、令和2年度、来年度から非常勤の公務員になるというようなことの中で、今回、この予算的な措置が以前と比べてどうであったか、その辺についてまずお伺いします。

それともう1点は、同じ70ページ、12番目の委託料、児童交通安全街頭指導委託料、このことにつきましてどのような活動内容かお伺いをいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） ご回答申し上げます。

交通安全対策事務費の国の制度改正による特別職、非常勤職員の任用要件の厳格化により、交通安全指導員は、令和2年4月1日から非公務員となるため、金額は同額ですが、昨年度まで報酬として支給していたものを報償金として変えて支給いたします。報償金のほうは238人分で計上しております。

また、非公務員となり、公務災害の対象とならないことから、新たに業務中のけが等に備え、傷害補償保険と賠償責任補償保険に加入するため、保険料を計上しております。

加入予定の保険の内容としましては、傷害事故では、活動中及び自宅との往復途上に被った傷害に対しまして入院、通院保障、死亡、後遺傷害補償、手術保険金が支払われます。これには、天災による事故や細菌性食中毒、熱中症の特定疾病も補償対象です。また、賠償責任保険では、活動中に他人を死傷させ、または他人の財物を損壊させるなど賠償責任を負担することによる損害に対しても保険金が支払われます。これには、裁判などの訴訟費用も含

まれます。

それからもう1点のほうのご質問です。児童交通安全街頭指導委託料は、小学生の通学時の街頭指導のため、小学校からの要望により通学路の交差点等へ朝1時間、交通擁護員を配置するもので、18人分を計上しております。学校の休みの日は除きますが、月、水、金、週3日、年間で119日シルバー人材センターへ委託を予定しております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 交通安全指導員について説明を頂いたわけでありますけれども、保険が公務災害から民間の保険に変わったということについて、よく説明していただいたわけでありますけれども、以前と比べてはどうかと。補償内容について変わっている点があればその辺について伺います。

それと2番目の児童交通安全街頭指導委託料、これにつきましては、小学校の要望でということと実施をされているということとありますけれども、予算を見ますと昨年より若干増えている。昨年の予算書を見ましたら229万円ですので若干増えておりますけれども、この要因はどのようなものか、その辺について伺います。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） お答えいたします。

保険の関係ですけれども、公務災害の場合は、地方公務員災害補償法の規定に基づく補償ということで、非常勤職員公務災害補償の制度に該当になりますが、今までの補償内容としては、療養の給付、それから休業補償、それから障害補償、遺族補償、葬祭補償等がございましたが、令和2年度からにつきましては、先ほど申し上げました内容と変更となります。

それからもう1点、児童交通安全街頭指導委託料、こちらの金額のほうが増額となった要因ですけれども、こちらは昨年に比べて35万円ほど増額になっているんですが、主な要因は、こちらの委託料の時間単価、シルバー人材センターに委託の予定なんですが、こちらの時間単価が1,100円から1,210円に上がったこと、それから配置する日数が3日ほど増えたことによりまして増額となっております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 保険の補償の内容につきましては、よく理解できないんですけれども、非常勤の公務員から今度そうでなくなったということで、補償がちょっと低くなったというようなことでは困りますので、予算的にもそんなに保険料は15万円ですか、二百何人いる中で15万円の保険料ということでありますので、できるだけ補償が以前と変わらないような形の中で補償していただければと思います。これは要望ですのでよろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 1点ずつ聞いていきます。

まず、13ページの歳入の市税の関係でございますが、これは税金、市税で金額のことより今年は特別の事情で確定申告が1か月遅れました。そういう中で、固定資産税なんかは1月、市民税とか国税保税ですか、1か月遅れれば当然その徴収の月が遅くなると思うんですが、そういう中でどういうふうになるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 今、高橋委員のほうから確定申告が1か月遅れる、これ後でまた事務報告ということで延びることを報告させていただきます。これはせんだって国のほうから1か月延ばせということで、市のほうも1か月延ばすようになりました。その中で、市税の市民税と固定資産税の納期限でいいんですか、それとも徴収……。

（発言する人あり）

○税務課長（石毛春夫） 賦課期日につきましては、市民税につきましては6月が賦課期日でございますので、影響は今のところないかなとは思っております。

確定申告についても、国税のほうの所得税が確定してそれから市県民の所得が確定しますもので、国のほうは4月16日までですので、1か月延びます。そうするとうちのほうが今度、市県民税の通知をするのに多少1週間か2週間くらい遅れるような予定でおりますので、平常どおりの納期で今のところ考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは18ページ、地方交付税ですね。地方交付税、今年は大幅に増えました。そういう中で、これはほとんどひもつきですから、今年はまた番外になっちゃうと思うんですが、地方交付税が増えた中で、この前の説明では義務的経費がだいぶ増えている

という話なんです、昨年と比べて自由に使える交付税はどのぐらい増えたのか、また減ったのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 義務的経費、増えているということはございますけれども、実質的に使える金額ということで、高橋委員よくおっしゃっております交付税から病院公債費分、震災特別交付税分、これを除いた金額ということでよろしいかと思っておりますけれども、交付税の総額、これは令和2年度は86億1,708万2,000円、令和元年度が85億5,331万1,000円で、増減が6,377万1,000円、公債費につきましては22億2,774万1,000円、これが令和2年度です。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 大よそ0.8%くらい、3,200万円くらいのプラスということに。予算ですので、これにつきまして決算のときにしっかりと計算したいと思っております。今現在は0.8%くらい増える見込みであります。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 自由に使える金は3,200万円ですから、昨年度とほぼ同じと、こういうことで理解してよろしいですか。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 今の予算の段階の試算でということでご理解頂きたいと思っております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 50ページ、13、使用料及び賃借料約1,200万円、この前の質疑でもやりましたが、この土地の借り上げ料、建物の借り上げ、これは行政財産として借りているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） それでは、使用料として借り上げしている、まず土地と建物は行政財産かというご質問でございます。

土地は駐車場なんですけれども、駐車場につきましては公共用かということでありまして、以前も申し上げたとおり、私法上の契約ということで、市が借用している土地という扱いになります。市の所有ではございませんので、地方自治法の扱いで公有財産には当たらないということでありまして、行政財産というような区分としてはございません。

建物につきましては、基本的には庁舎ということでこれはお借りしているところでございます。ですので、基本的にこれもお借りしていますので、財産上の区分としては行政財産ということで区分はしてございません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ちょっと間違っって聞いちゃったんですが、行政財産として借りていると思うんですね。それで建物につきましては分かります。しかしながら、土地についてはこの契約上、全部市が使う駐車場として土地は契約をしているのか、その辺、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） 土地につきましては駐車場ということでお借りしているところなんですけれども、まず、280台分ということでお借りしてございまして、そのうちの205台、これについて職員用ということで、それ以外の75台を数的には公用車や来庁者用ということでお借りをしているということでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 二百八十数台は市の職員用ということでございますが、これは地方自治法の上で問題はないのかどうか。これまでも長い間、私は質問しております。昔は、闇給与とか何とか言わないでくださいという答弁もありました。それから全くうその答弁もありました。県に貸して県からもらって、全くうその答弁もありました。それから今度、あれは庁舎と一体のものだという答弁もありました。その中で地方公務員法の204条では、職員手当、全て明記されているわけです。そういう中で、今度いかなる給与その他の給付もこれに基づかない条例ではできないということになっているんですよ。これは地方公務員法に違反すると思うんですが、その辺、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私のほうからお答えいたします。

地方自治法の解釈というところになってまいりますでしょうか。職員手当としましては、委員おっしゃられたとおり、確かに地方自治法の中で204条ということになっております。その中で支給できる手当というのは、限定列挙されているのは存じ上げております。

今回のご質問の中での職員の駐車場として使う部分を市で借りていることが問題ではないのかということかと思えます。市で借りていることが、法で言っております職員手当には当たらないというふうに考えておりますので、問題ないと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 当たらないって、名目を変えればいいのか。契約には市の職員用として借りているでしょう。そういう中で、ここには顧問弁護士がいます。加藤さん、顧問弁護士です。その辺と相談したことがあるのか。それと同時に、あなた方はそう言いますけれども、住民監査請求を出されたらどうなりますか。いざとなったら、これは市長、あれですよ、損害賠償の責任を負わされますよ。その辺どう考えているのか、副市長、どうなんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） これはずっと高橋委員が質問されている内容ではありますがけれども、これは市が行政目的を持って必要であるから駐車場を借りていると。その賃料として地主に払っている。職員に対してそのお金を支給しているという状況ではございません。手当というところには当たらないのかなということであります。これまでも散々やり取りしてきたわけではありますが、確かに市が必要として借りている部分となかなか区分が難しいところも現実にあって、一括で借りている、これはもう平成の始めの頃からの扱いであって、市長もこの件については、職員の駐車場としてこのまま借りていくというような話をされたと思います、本会議の中で。そのような経緯もありますし、特に手当としての問題はないという形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 手当として云々と言いますけれども、契約にはちゃんと職員駐車場としてうたってあるでしょう。それと同時に手当じゃなく、手当は払わないけれども、結局例えば借りた駐車場料金より職員からもらっている駐車場料金のほうが安いでしょう。これは闇給与にならないですか。払いはしないけれどももらわないということは、闇給与になるわけです。それと同時に、刑法でも、例えば酔っ払いの車に同乗、知っていたら同罪なんです。それと同じで、この問題は闇給与になるんでしょう。地方公務員法に違反しないですか、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

闇給与には当たらないというふうに考えておりますし、法にも抵触しないと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 何で闇給与にならないのか。二千数百円で借りているでしょう。それで駐車場の料金、職員からもらっているのは1,000円でしょう。裏の手当にならないですか。そういうふうにあなた方は絶対悪いとは言わないんですよ。自分らの正当性を主張するけれども、それなら顧問弁護士でもちゃんと聞いてくださいよ、相談してくださいよ。せっかく顧問弁護士料を払っているんですから。それで闇給与にならないというなら、住民監査請求を起こさせるようにします。どうですか。行政というのは、法にのっとってやるのが行政なんです。全くあなた方は自分の都合のいいことしか考えないじゃないですか。その辺を踏まえて答弁してください。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 行政、法にのっとって執行するのは当然ことというふうに理解をしております。

今、ご質問の中で顧問弁護士をお願いしているんだから、そこにも相談してみたらどうかというご指摘も頂きましたので、その部分については一度相談してみたいと思っております。以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 何のために顧問弁護士を頼んでいるのか。それから、これからって事既に遅しですよ。本来ならもう早くにやるべきなんです。それは時々課長は、やはりそれを削ったら課長の能力がないと言われるから、何だかんだいろいろへ理屈をつけていると思うんですが、いずれにしてもこの問題ははっきりしてくださいよ。ほかの市町村でやっているのかどうか。ほかの市町村、これはやっているところがありますか。お尋ねします。借りてです。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 今、ほかの市町村がどうかというご質問を頂きました。ちょっと手元にはっきりしたご答弁を申し上げるための資料を持ち合わせておりませんが、記憶の中では、ほかの市町村でも旭市と同様な扱いをしているところがあったやに記憶をしております。以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この辺にはどこもないんですよ。わざわざ職員のために職員駐車場を借り上げて。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 近隣のところの駐車場についての職員の負担についての資料が、今、手元に来ましたのでお答えいたします。

銚子市につきましては、市の職員の負担を求めています。それと匝瑳市は負担を求めています。香取市も負担金なしということです。旭市と同じくらいの規模ということで館山市も負担金はありません。東金市は借り上げておりますけれども負担金を少し求めていると。東金市以外、最初に申し上げたところは、市の所有地となっているところでございます。以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても市の所有地、今まであった土地だから無料でやる、それが多少の負担、そういう中で東金市が借り上げて云々とありましたけれども、やっぱりこれはきちっと法にのっとりやるのが本当だと思います。あとはまたこの結果については、また来年でも再来年でもやらせてもらいます。

次に、60ページの委託料の公有財産台帳整備業務委託、これもこの間、質問しましたけれども、なぜこういうものを業者委託しないで市でできないのか。具体的な内容についてお尋ねします。そういう能力を有していないのかどうか。

○委員長（宮澤芳雄） ページ分かりますか。60ページの説明欄12の委託料、この間、説明があった道路水路を除くという台帳のことですよね。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） ご質問の委託料につきましては、公有財産台帳の整備の業務委託ということになってございます。この前、本会議の質疑でもお答えしたかもしれませんが、毎年変わっていく公有財産の移動状況をデータ上管理して、そういったものの修正を行うものでありますので、基本的には職員がやってやれないことはございませんので、以前は職員の手でやっていたものだと思いますけれども、今、行政で事務を行っていく中で効率的なこととかそういったことを考えながら、業者に委託して支障のないものはできるだけ委託をするという考えもございますので、そういった中でこの業務については委託をしているというところでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 支障のないものを委託すると、本来ならこれは行革課の一つの仕事でしょう。このぐらいの仕事が何で委託しなきゃならないのか。公有財産の台帳であれば、三十

五、六万円かけるなら、何も手書きの台帳でもいいじゃないかと私は思うんですよ、こういう余分物の金を使うならね。

それで参考のために聞きますけれども、道路台帳がありますね。道路台帳も全部委託でやっているんですかね。ここではちょっと分からないでしょうけれどもね。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） ほかの常任委員会の関係なので、私のほうから。

道路台帳につきましても、元をつくるのはまず委託があつて、毎年の修正も必ずこれは元データを修正していかなければいけませんので委託にかけているものでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 行革で人を減らしている、減らしていると言いますがけれども、こういう類いの業務委託料がかなりあるんですよ。そういう委託料、どのぐらい外部に払っているのか。総務課で当然数字は出しているんでしょうけれども、委託料は年間どのぐらいあるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 委託料、合計でというお話でございますけれども、全て合計した金額は、今、ちょっと手元にございません。集計もしておりませんので、後ほどちょっと課題とさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（宮澤芳雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） すみません、先ほどのうちのほうの行政改革推進課のほうで業務委託として35万8,000円ということで予算を計上しておりますけれども、職員が時間をかければこれはできる内容でございますけれども、登記簿を調査したり現地を調査したりと、そういった内容を専門の業者をお願いしたほうが効率的だというふうなこともございますので、うちのほうとしてはこの業務については委託をしておるところでございます。現実には職員の数も限られておりますので、その中でいかに業務をスムーズに効率的に行うかというところがございますので。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 入力するまでの数値等は、準備は全部職員がするんじゃないですか。全てが職員がするということなんですか。先ほど言いましたけれども、例えば法務局の台帳の調査とか何とか、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） それぞれの各課で所管しているデータにつきましては、各課で把握しておりますので、それらのデータは行革のほうに上がってきます。それで委託の内容は、基本的には台帳は紙で管理しておりますので、変更箇所を差し替えまして紙で印刷をし直しまして新たに管理しているというところでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 結局入力するまでの準備はみんな職員がやるんでしょう。それで入力だけ頼んでいるんでしょう、そうじゃないんですか。それとも全て1から10まで業者に頼むんですか。普通考えたらそれは絶対できない、本当の入力だけだと思うんです。

○委員長（宮澤芳雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） データについてはこちらのほうで用意しまして、入力とあと必要な書類等のファイリング等、そういったものを業者のほうにお願いしてございます。最終的には紙で管理しておりますので、その台帳を印刷、出していただくと、そこまでお願いしております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ですから、全部入力するまでの数字等は職員がやる。それであと入力は業者に委託ということでしょう。何でそのぐらい、優秀な職員がそのぐらいの能力がないのか、副市長。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 職員、合併以来、ずっと減らしてきました。個々の職員がこの業務だけやっていたら当然できます。ただ、その業務だけに1日、1年ずっと関わっているわけではございませんので、もう様々な業務を職員はこなしていますから、その中で効率的にやるのに委託業務、これも発生していると。これはどこもみんな同じだと思います。その点だけ捉えて職員でできるだろうと、職員はできます。できますけれども、それだけやっているわけにはいかないということもご理解頂きたいなと、そのように思っています。

○委員長（宮澤芳雄） 議案の審査は途中ですが、11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

そのほか質疑ありますか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 先ほどの公有財産台帳整備業務委託料の件で、副市長は、職員がそこまでやるのは大変だと。効率よく委託するということですが、それなら職員がある程度できるまで異動しない、専門になってもらう。それと同時に、やはりその業務に携わったらそれなりの勉強をしてもらう、そういう体制を考えるのが本当じゃないかと思うんですが。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

異動しないで専門的な形でやってはどうかというご提言でございます。そういった方法ができないというわけではないと思いますが、旭市の市の職員の規模というのを考えたときに、同じところでずっと自分の経験を積んでいきますと、だんだん管理職にもなっていけます。そういった中では、やはりある程度の異動というのも必要になってくようかと思っております。同じ部分でずっとというのは難しいのではないかなと考えております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それをいつまでもやってもあれですから、次に、66ページ、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料1,500万円ほど組んでありますが、これたしか五、六年、毎年組んであると思うんですね。そんな中で、生涯活躍のまちの構想が当初とは変わったということですが、当初の計画はどうであったのか。そういう中で、今はこれはどういう計画になっているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 当初から変わったというお話ですけれども、当初、本会議でもお話ししましたがC C R Cというような色合いが強うございました。その後、国のほうの政策の変遷もございまして、C C R Cですからリタイヤした方々のケアを引き続き行っていくまちというところに重点を置いておったところでございます。

しかしながら、国のほうもそうですけれども、私どもとしまして多世代にわたって移住する方がいるとか、多世代の方が交流できる場があってにぎわいがあるとか、そのようなまちにしたいということで、現在の計画となっているものでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうすると、当初はリタイヤ組の計画であった。今は多世代型ということでございますと、最初の支援業務委託料というのは、全く無駄になったということですね。そういう中で、リタイヤ組ならある程度の人口増はできると思うんですが、しかしながら、多世代となるとどこの世代をやっていくのか。よそからの移転してくる人を見込んでいるのか、そういう中でどのぐらい見込んでいるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、C C R C、当初ということですが、これは本当に入り口の平成27年頃に言っていたお話です。それで委託が無駄になったんじゃないかというお話ですけれども、もう平成28年に総合戦略をつくりまして、そのときの重点施策として生涯活躍のまちを載せてあります。もうそのときにはC C R Cという考え方はなくしてあったわけで、計画上は当初から多世代型を狙っていたということになります。

それで、どこからどのような世代を連れてくるのかというお話ですけれども、まさに多世代ですので、子育て世代から高齢者まで多世代にわたってということです。

何人くらい見込むのかというお話ですけれども、今のところ移住される方は200人程度を見込んでおります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃあ200人くらいどの辺から移住者を見込んでいるのか、そういう見込みがあるのか、今の時代では旭市には産業がない中で、つまり仕事がない中では大変だと思うんですよ。そういう中でどこから移住者を見込むのか。それと同時にその人たちの生活、どういうふうに計画しているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、どこから見込んでいるのかということですが、これはもうどこからということではございません。全国津々浦々ということになるかと思います。ただ、主には東京都内ですとか首都圏管内ということになるかと思います。

それと、その人たちの生活をどう考えているのかということですが、それにつきましては、旭市に魅力を感じていただいて、特に生涯活躍のまちに魅力を感じていただける方が自ら創出するものではないかと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、各地でやはり人口が減っている中で、都会地からの人の移住をいろいろやっているわけですが、みんなどこもかなり厳しい、四苦八苦しているんですよ。そんな中で、今、答弁頂きましたように、自分らで仕事を探す、そういう生半可なことでは、これはなかなか人が集まらないと思うんですよ。これはまた17日に説明会がありますから、そこでよく聞きます。本来なら八日市場方式、九十九里ホーム、そういう中で、結局リタイア組ですか、これが一番私はベターだと思います。これはいずれにしても答弁は、今、そういう中で、ここに生涯活躍のまち形成事業費補助金、5億円ありますが、これはどこの時点で支出していくのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 支出につきましては、本会議でもお答えしたと思うんですが、これから農地転用ですとか開発の許可ですとか、そういったものが進んでいくことになります。それが許可が下りた時点で造成工事が始まります。造成なり上下水道、それから道路といったものの工事が始まっていきますので、その時点で概算払いになるのか、あるいは工事が全て完了した時点で精算払いになるかというのは、今のところ、そのどちらかの形になるかと思っております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これを結局工事の進捗割合の中で出していくのは、いいでしょう。しかしながら、協定書は今、どういうふうになっているのか。締結したのかまだ締結していないのか、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 今、締結に向けて動いているところです。まだ締結はしておりません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） あそこには公共施設を必ず設置するということになっているわけですね。そういう契約書の中で、事業の進捗、あれを締結して事業の進捗の中で最終的に生涯活躍のまちというのは、あとは公共施設の設置条例とか、それから指定管理者にすればその問題も議会に当然出るわけですね、議決事項として。それから予算もまだこれは大きな予算ですから、出るかもしれません。

そんな中で、協定を結んだ中で、事業を進めました。今度は条例が通りませんでしたとなった場合は、今度は市に損害賠償の請求があると思うんですが、その辺はどういうふうにかえるのか。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 生涯活躍のまち形成事業につきましては、官民連携というのが最も重要なポイントでございます。それで協定を結んでやっているというのが全国ほとんどでございます。その協定を結ぼうとしているところですけども、議員おっしゃるその協定書の中で、いわゆるおひさまテラスと我々が呼んでいるものですけども、その公共施設を設置します。当然公の施設として設置しますので、設置管理条例は必要なものです。当然条例ですから、議会の議決が要ります。指定管理者の指定につきましても、議会の議決を伴うものでございます。

協定書の中で、その条文の中で第3項で、その公の施設の設定とそれから指定管理者の指定については、議会の議決を条件とするというようなことを結んでおります。これが通らない、議決されないということは想定はしたくないんですけども、その場合、損害賠償が発生するんじゃないのかということですけども、一応協定書の上では第3項で議会の議決を条件とするということをうたっておりますので、その辺のところは事業者側がどう捉えるかということだと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） あのね、課長、議会が議決しないということを想定する。そういうばかげた話、ないですよ。議会をよくよくばかにしているんじゃないんですか。それと同時に、やはりこれから進めていく中で、市長選もある、議会選もあるわけですよ。そうすると、当然メンバーが違った中でどうなるか予測つかないでしょう。そういう中で工事を進めた中で、最後、公共施設、市としては設置しませんよとなったら、市が責任を負うわけです。市が責任を負うということは、最終的にこれは市長ですよ。当然財政的にも市長の責任が問われます。先ほど言いました住民監査請求で最終的には市長の責任、そして今までは議会でそれを否決すれば何てことなかったんですが、今度は民法が適用されて、市長がそれを賠償せざるを得なくなるんですよ。

ですから、いずれにしても課長、その辺は慎重にやっていただかないと私は困ると思うんです。工事が始まって、進みました。それで今度は建物を建てました。それで公共施設、議

会で否決されたら大変なことですよ。そんな中で、じゃあこの前も議場で、議会で課長は、まだ賃借料云々かんぬん言いましたけれども、今、JAが、この前も言いました銚子のイオンに借りている施設、どのぐらいで借りているのか。そういう中で、それを基準に今回はおひさまテラス、2,200平米を計算したらどのぐらいになるのか、当然その辺の試算はしてあると思うんですが、その辺を含めて答弁頂きます。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 金額につきましては、高橋委員のほうからも銚子のイオンのお話があったり、本会議であったと思います。本会議で一般質問でお答えしましたとおり、一応賃料についてだけ申し上げますと、一番拠点整備交付金という国の交付金を入れられるかどうかで大きく変わってまいります。拠点整備交付金が入った場合には、2,200平米で約3,200万円から4,000万円、それで拠点整備交付金が入ってこない場合は、年間1億円超え程度というふうに考えておるところでございます。

それと農協のイオンの例が申し上げられましたけれども、ぜひ入れてほしいというのと入っていただきたいというところで考えますと、その辺は多少のやはり差異が出てくるのかなと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それで拠点整備交付金、これは入る、入らないと違いがあると言いますが、皆さん方は、交付税というのは余分に入ってくると思うのですが、実際、これは財政課長にお伺いしますが、例えば合併特例債だって何だって、国は確かにその分は見ますよ。しかし、その分は見ても単位費用のほうはみんな減らしちゃうでしょう。果たして本当にそれが余分に入るならいいけれども、減られちゃうから、結局実質自由に使える金がなくなっちゃう、こっちは見てくれるけれどもこっちで減らしちゃったらね。そういう中で、今の交付税措置してくれるということに対して、課長はどういうふうに思っているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 今、交付税の絡みのお話があったかと思いますが、拠点整備交付金はあくまでも1点ものの交付金でございますので、交付税という形で入ってくるわけではございません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それは交付金じゃなく補助金として入ってくるんですか。補助金なら問題ないと思うんです。交付金であつたら、これは結局自由に使える金がなくなる。補助金なら問題ない。それで、その補助金は何年間交付されるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 今、お話ししている拠点整備交付金ですけども、これにつきましては地方創生の中で何年間ということではなく、拠点整備交付金ですから、その施設の建設が担保された時点で1回に入ってくるものでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） あまりこれを長くやってもまだ次がありますので、中央病院の方もおられますので、私はこれで終わりにします。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第2号につきましては、本会議で説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございまして、改めての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第13号につきましても、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございません。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第14号につきましても、本会議において補足説明申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございません。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について質疑がありましたらお願いします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） この条例ですけれども、人数が、定員がだいぶ減ることなんです。そういった中で現在の職員数は何名かお伺いします。それぞれの項目、8つありますけれども、それぞれの職員の数をお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 現在の職員数につきまして、項目ごとに申し上げてまいります。

時期は平成31年4月時点ということで申し上げます。

まず、議会事務局の職員ですが7名です。市長事務部局452名、選挙管理委員会事務局、これは兼務として7名でございます。監査委員事務局3名、教育委員会事務局59名、農業委員会事務局5名、消防職員121名、公営企業職員21名、合計いたしますと兼務の選挙管理委員会を除きますと、実人員としては668名ということでございまして、提案しております数値と同一というような形にしております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 今回、この改正案については、現在勤務されている人数と同じ数というような説明を受けましたけれども、そういった中で1つお伺いしたいことは、大幅に減ったのは、1つは教育委員会の職員の数が定数では105人いたんですけれども今現在は59人ということで一番減っているなというふうに感じておりますけれども、この理由はどういったようなものかまず1つお伺いしたいのと、現在の職員数が今後の定員になるということといった提案なんですけれども、1つ聞きたいことは、その定員以上には職員を配置することができるのかどうか、その辺についてお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。質問は2つ大きくございました。

最初が、教育委員会のところの人数が多く減っているということについてのお尋ねについて、まずお答えいたします。

教育委員会、確かに多く減っております。46名減るというような形でしております。この要因でございしますが、幾つかの内容がございします。申し上げていきますと、例えば学校用務員、以前はこれ市の職員ということでございましたが、今は市の職員ということではなくて委託等に振り替わっている部分がございまして、その分が大きく減っております。あるいは給食の調理員、これも市の職員でございましたけれども、退職した後、不補充というような形で委託に切り替えている部分がございします。

そのほかにも社会教育施設といいますか生涯学習施設、それぞれの施設に職員を配置しておりましたが、現在は施設のほうの職員につきましては再任用の職員を活用しているような部分もございまして、そこでも減っております。もうちょっと言いますと給食センター、前は3つございましたが今は2つですとか、以前、国体がありましてその準備室もあったものがそれはもうなくなっているとか、そういった幾つかの要因がございまして、教育委員会の職員については減っているというところでございます。

もう一つのお尋ねで、現在の職員数をもし超えてしまったらどうかというような趣旨かと思えます。定員を条例で決めるわけでございますので、できるだけというか、定員を超えないように定員の適正化計画採用ということで行っていききたいと、このように考えております。以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 例えばこの教育委員会なんか大幅に職員数を減らしたということでありましてけれども、減らした中でやはり子どもの数も減っているというようなことの中で、教育

委員会の人数もそんなには必要ないのかなといったような感じも受けますけれども、一方で、学校の先生方の超過勤務がだいぶ指摘されているといった中で、そういったことに対しての対応、そういった形の中でまたそういう補充する職員の必要性といたしますか、そういうのも出てくるんじゃないかなというようなことも考えられるわけでありましてけれども、定員以上の職員といたしますか、そういった方が必要になった場合、どのように対応されるのか、その辺についてお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 定員以上に必要とところがあったらということでのお尋ねかと思えます。全体の数につきましては、先ほども申し上げましたとおり、条例で決めましたので、それを越えることというのはできないといたしますか、そういうふうに考えております。ただ、部門ごとの内訳につきましては、それぞれの時代に応じて、片方がちょっと増えた、でも片方は減っている。全体の中では定員に足りているということは許されるというような条例といたしますか解説もございまして、全体が足りていれば部門ごとの人数の増減につきましては柔軟に対応できるのではないかなと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃあお尋ねしますけれども、今、これは私はちょっと分からない、結局公営企業なんかは定数条例から外れちゃうわけですね。全ての職員、これ今何人いるのか。そういう中で、今、定数条例では何人になって、適正化の数字はどうなっているのか、まずそれをお尋ねします。定数条例の人数、それから定員適正化計画での人数、それから現在の職員数。これは一般職だと思うけど、そんな中で公営企業はまた別でしょう。だからそこらを含めた、公営企業もここに入っているんですか。そういう中で、定数条例と現在の数字。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

現在の定数ということでお答えをいたします。現在の定数につきましては、今回、改正条例で提案しております改正前の数値ということで802名が全体の数で、内訳は新旧対照表に記載のとおり内訳でございます。改正案としては、先ほど申し上げた数字で改正案として提出しているところでございます。

それと定員適正化のほうの数字がどうなっているかというお尋ねが、もう一つございまし

た。定員適正化の中では、今度5年後の数値を目標数値として設定してまいります、5年後の数値としまして658人という数値を目標にしております、現在よりも10人減というような目標を立てようとしているところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、定数条例から見ますと、だいぶ適正化は少ないわけなんですけど。それでこれは現在668ですが、今までの臨時職員とか再任用とか、ここには臨時職員でも一部入っていないと思うんですが、それらを含めた数字はどういうふうになるのか。

それと結局、この前の話では週4日は1人に計算しない、5日は1人に計算すると、そういうことですが、なぜ5日にしないのか。私はこういう適正化計画、これをつくるなら、それらを十分加味した中で計画をつくったほうがいいと思うんです。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） まず、人数というようなお尋ねがございました。臨時や再任用を含めた人数ということでございますが、再任用の人数等も含めて、すみません、今ちょっと手元に、再任用の人数につきましては、令和2年度で38人でございます。それを加えた人数ということでご理解頂ければと思っております。

それと臨時という部分もございましたが、会計年度任用職員ということで置き換えるということにいたしまして、フルの人間としては42人ということになります、会計年度任用職員のフル。フル以外の分も含めると、予算ベースということになってまいります491人ということです。この中にはごく短期間ですとか時間の短いのも全部入っておりますので、491人という数字でございます。

もう一つご質問がございました週4日ではなくて週5日の勤務を考えたらどうかというご提案でございます。できないわけではないということで考えておりますが、ただ週5日ということになってまいりますと、私ども常勤と全く同じ勤務体制になります。それはそれとしていい面もございますが、一方で職員の採用計画のほうにも影響が出てまいりますでしょうし、職員の年齢構成もいびつになってくることが考えられますので、その辺は再任用を残す、それを活用する、あとはその後の職員の構成を考えた新規職員の採用も考えるという中で、バランスをとった形でいきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これから見ますと、定数条例で約800人、適正化で658人、150人ぐらい少ないということで、これだけ見たら皆さん方が努力しているということなんですが、結局中身を見たら再任用が38人、今年まで臨時職員、臨時職員のフルで40人ちょっと、まだフル以外が491、例えば3日働いたとした場合、491人というのは約250人の計算になっちゃう。そうすると、この適正化計画をずっと上回って、定数条例も上回っちゃうんですね、そうでしょう、計算上では。

そんな中で、今後、職員の採用にいろいろな影響が出るということですが、今度、国も職員の能力審議を打ち出しているわけです。ですから、あまりそういうことを気にしないで、私は職員の定数条例、この辺をきちっとある程度やっていったほうがいいと思うんですが、いかがか。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） いろいろご質問等ございましたが、まず、定数に入れる、入れないという定義のところを申し上げますと、会計年度任用職員につきましては、これは定数に入れられないというのを国の制度として決まっているものですので、うちのほうで定数に入れる、入れないということで決めているものではございませんので、ご理解を頂ければありがたいなと思います。

再任用の職員についても、フルタイムの場合には入りますけれども、そうでない場合には再任用も定数には入らないということでございますので、併せてご理解を頂ければと思います。

そうすると、じゃあ定員適正化計画はどうなっていくのかということになってまいりますけれども、国が定めている定数の定義、それに基づきましてこちらも定員適正化計画を定めているところでございます。最終的には人数云々ということも大事でございますが、最終的にはお金ということに関わってくることでございますので、お金としてどれだけ節約ができるのか、有効に使えることができるのかということが大事だなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 結局適正化計画で人を減らしますよといったって、臨時職員をどんどん増やしちゃっているでしょうよ。それで国は職員の定数条例にフルに働かない人は入れないと。それはいいです、国が決めているなら。しかし、実際は、幾ら適正化計画つくって、こ

れは努力しているって、片一方で増やしたら何もならないわけですよ。給料の面という話ですが、逆に適正化計画の職員をもっと減らして、臨時職員を使ったほうがずっとメリットがあるんじゃないかと私は思うんです、今の状況を見て。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） いろいろございましたけれども、定員適正化計画を減らしても臨時を増やしていたのでは違うだろうというようなニュアンスもございました。

先ほど申し上げたのと同じことになりますでしょうが、定員適正化計画はあくまでもですからフルタイム、我々、正規の職員を中心としたものの数ということでございまして、そのほかに業務を遂行していく中で必要な部分として再任用ですとか会計年度任用職員ですとか、そういうものを活用しているというところでご理解を頂ければと思いますし、先ほど申し上げたとおり、最終的にはそれは金額として反映されてくるということでございますので、金額の部分でどうかということ考えていただければというふうに思っております。

臨時をもっと増やしたらどうかというのもございましたが、臨時といいますか、今度は会計年度任用職員ということになってまいりますでしょうが、あくまでもそういった職員につきましては、我々正規職員の補助的な業務でございますので、それはですから内容に応じて使い分けていくということ考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 金額で減らすというのなら、何も臨時のほうが効率がいいわけですよ。

それと同時に、正規職員だってできない仕事を臨時職員がやっていることは多々あるんじゃないですか。正規職員が手も足も出ない仕事をパートの1万円以下の職員が一生懸命やっているのもあるわけですよ。そういうのを見れば、何も金額にこだわるというのなら臨時職員で十分だと思います、私は。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） すみません、先ほどの議案第1号でのこちらの発言につきまして、一部訂正したいと思います。

フロア代につきまして拠点整備交付金の交付があった場合には年間3,200万円程度から

4,000万円ということを申し上げました。拠点整備交付金がなかった場合、最大で1億円超えというお話をしてしまったんですが、それは指定管理料を含めた金額ですので、フロア代に限って言いますと最大で年間8,000万円を見込んでおるところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 続いて、議案第15号について補足説明がありましたらお願いします。
税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 議案第15号については、本会議での説明以外はございませんのでよろしくをお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。
議案第15号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について補足説明がありましたらお願いします。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 議案第18号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。
議案第18号について質疑がありましたらお願いします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 参考のために、今、入居率はどれぐらいになっているのか。

○委員長（宮澤芳雄） 18号だよ。

○委員（高橋利彦） 失礼しました。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 本会議で補足説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第23号について質疑がありましたらお願いします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 何点か質問させていただきますけれども、まとめてします。

まず最初に、中央病院の第2期中期計画ということでありますけれども、そういった中で、間もなく第1期中期計画が終了するわけでありますけれども、この第1期の計画に対して達成度はどのようなものであったか、総括的な評価が今の段階で結構ですので、その辺分かれればよろしくをお願いします。

次に、8ページの中段ですけれども、（4）の中のイ、病院の駐車場のことについてなんですけれども、駐車場につきましては、皆さんのご存じのとおり、だいぶ路上駐車等が目立ちます。そういったことで、今後の、ここには整備を実施するというようなことが書かれておりますけれども、どのような計画か、その辺についてお伺いします。

次に、9ページの上段（4）旭市生涯活躍のまちへの協力といったようなことが書かれております。病院からも生涯活躍のまちについては、委員として委員会のほうに出席されておりましたけれども、実際にこれから市とどのような協力といいますか、その辺についての協議が進められているのかお伺いをします。

次に、12ページと14ページにかけてのことなんですけれども、一番下のほうですけれども（3）計画的な設備投資、それから14ページには、実際の予定金額103億200万円の予定だと、次期の計画の中ではこれだけの設備投資をしたいというようなことがつづられております。この計画について、どのような計画があるのかお伺いをします。

もう1点は、13ページ、一番上段、エ、地震や台風等に対する災害対応力を強化するため、BCPの一環として必要な施設、設備の改修や新設について検討を進め、実施するというようなことが打ち出されておりますけれども、これは具体的にどのようなものかお伺いします。

以上、お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務局長。

○旭中央病院事務局長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからまず何点かお答え申し上げます。

まず第1点目ですが、第1期中期計画についての達成度、病院としての評価はどうかというご質問でございますが、第1期中期計画は、おかげさまでこの4年間を終了する運びとなりました。評価につきましては、最終的には市が設置している評価委員会や設立団体の長に

評価いただくものと考えておりますが、病院としましては、市の定めた中期目標、それを実現するための中期計画につきまして、職員が一丸となって取り組んできました。おかげさまで中期計画に定めた目標を上回ることができたのではないかというふうに、病院としては思っております。

続いて、第2点目ですが、駐車場の整備、どのような内容かということですが、委員からもありましたように、私ども病院の中で患者さんからやはり駐車場が止めにくいという声、あと混雑しているという声をやはり聞いております。そういう声を踏まえまして、今回、2期計画に盛り込んだものでございまして、具体的な内容としましては、やはり苦情の中で大きいのは、1台当たりのスペースがかなり狭くなっていまして、軽ではそうでもないんだけど普通車で行った場合には非常にスペースが小さくて止められないという声をよく聞きますので、まず1台当たりのスペースを広くしようという計画を持っております。それとよくコンビニなんかで見られますように、線が1つでなくてU字型というんですか、二重線で1台当たり区画するという方式で基本的には全部、砂利敷きの部分も一部あるんですが、そこを全部舗装した上で1台当たりのスペースを広げるということを計画していきたいと思っております。

当然1台当たり広げますと、総駐車台数が減ってしまう可能性がありますので、病院としましては、今、隣接している地権者の方に協力いただきまして、臨時駐車場を確保することが可能になりまして、現在、ようやく整地が終わりまして、そこを120台ほど臨時駐車場として止めることができるようになりましたので、今後、段階的に先ほど言いましたように整備を進めていきたいというふうに考えております。できれば、段階的に営業しながらの整備ですので、少し時間がかかりますが、次期中期計画の半ば頃には全駐車場がそういう形でいければなと思っております。

駐車場の混雑緩和の一つとして、青駐車場と1つ中に市道が入っておりまして、そこがご承知かもしれませんが水路もあって非常に狭い中に結構車の通行が多いもので、そこは市のほうにぜひ市道の拡幅をお願いしたいという要望をさせていただいておりまして、前向きに検討頂けるというふうに聞いております。

続いて、3点目が、生涯活躍のまちへの連携・協力ですが、市の進めている生涯活躍のまちにつきましては、病院としましてもできる限りの協力支援を行っていくということにしております。当然定例会議等にも参画しております。

今、具体的に動いている一つの例なんです、病院に高速バス停がございました。今後、

進展していく中で、病院バス停等隣接地に中央病院東というのもありまして、今後、やはり交流が盛んになってくると、当然生涯活躍のまちにもそういうバス停は必要じゃないかと。利用者からは、やはり屋根つきのちゃんとしたバス停が欲しいという声も聞いていますので、やはりあの地区に3か所という形は基本的に難しいと思いますので、きちっとしたものが1か所あればいいのではないかとということで、まず、先ほどの駐車場の整備の関係もありまして、病院のバス停を12月に廃止させていただきました。それで当面は中央病院東を利用させていただくんですが、将来的には生涯活躍のまちの中で1か所きちんとした待合所を兼ねたものをぜひ病院も利用できるように、あるいは生涯活躍のまちのほうでも利用できるように、そういったものを設置していければという連携を進めております。

それと具体的な中身になるんですが、イオンモールの中でクリニックも検討ということになっていきますので、病院の関係者、OBの方を紹介して、今、そういった方も入っていただけないかという調整も進めているところです。そういった連携をしているというところです。

それとBCP対応ですが、これも実は9月の台風のときなんですが、私ども旭中央病院は県の災害拠点病院になっておりまして、災害時には当然そういった拠点病院という機能を発揮していかななくてはならないんですが、おかげさまで中央病院の本体は送電系統が高圧線から直接受電しております特別高圧という受電になっておりますので、病院本体につきましては一切停電はありませんでした。ただ、隣接するシルバーケアセンターとか職員宿舎については一般の線からの受電ですので、やはり3日間ほど停電いたしました。

やっぱり経験してみたことは、病院本体がやはり正常な運営ができて、看護師宿舎あるいは医師宿舎についている方はかなり影響を被りましたので、病院トータルとしてやはり機能を高めていく必要があるということで、そういった周辺施設の例えば非常用電源の増設ができないとか、東電と協力しているんですが、もう少し複数ルートからの受電ができないかというようなことも含めて、少しBCP対応で機能強化していきたいというようなことを考えております。

それが以上の内容です。

あともう1点につきましては、経理課長のほうから説明させていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） 病院経理課長。

○病院経理課長（松浦豊） それでは私のほうからは、施設及び設備に関する計画について回答させていただきます。

まず、こちらの施設及び整備の内容なんですが、病院施設、医療機器等の整備となってお

りますが、まず、病院施設に関するものでこちらが約33億円、そして医療機器等に関するもの、こちらが約70億となり、合わせて103億となっております。

その内訳についてですが、まず、病院施設に関するものとしましては駐車場の整備、こちらに4億6,600万円、そして建物、附属設備の更新や増設等で22億円となっております。

続きまして、医療機器に関するもの、こちらの内訳ですが、まず放射線治療装置、こちらの更新で2億9,700万円、ハイブリッドERの新設で6億6,000万円、続いてダヴィンチの増設で3億900万円、そして既存の機械備品、こちらの更新関係で35億2,000万円、そしてソフトウェアシステム開発関連で20億9,000万円となっております。いずれも今回の中期計画の中で盛り込んでおります高度医療の確保と充実、患者サービスの向上、こちらを目的とした内容となっております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） すみません、委員の皆さんに1つ確認をさせていただきたいんですが、本日の終了予定が、今後の予定がありますので11時50分終了予定と計画したんですが、多少長引いていますから、できれば12時までに終了したいと思いますので、質問は簡潔明瞭でお願いしたいと思います。

島田委員。

○委員（島田和雄） すみません、再質問を簡単にですけれども、まず最初の総括的な評価をお伺いしたわけでありましたが、中期計画を上回るものであったといったような答弁をお伺いいたしました。

そういった中で、昨年度の病院からの報告書、中期計画の昨年度の評価の集計表を頂いてそれをちょっと目を通したんですが、そういった中でほとんどが評価Aといいですか、目標を上回っているといったような評価をされていたわけでありまして、1点だけこの職員の就業環境の整備といったのがずっとBといった評価で来たわけでありまして。このBという評価が悪いのかといったら、悪いわけではないんですよね。計画どおりいっていると、計画を上回っていないというような評価なんですけれども、ただ、これがBということで、ほかほとんどAということの中で目立つわけでありまして、これらについて、次年度、次の計画ではどのように考えているのか、それを上回るためにどのように考えられているのかお伺いをします。

それと駐車場については、スペースを広くしていただけるというような答弁でありましたが、整備終了後、総台数が今現在と比較してどのようなものになるのか、その辺につ

いて分かればお伺いをします。

それと病院の施設についてのご答弁もありました。33億円、今後、計画しているということでありましたけれども、具体的にどのような建物が計画されているのか、もし分かればお伺いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 旭中央病院事務局長。

○旭中央病院事務局長（菅谷敏之史） それではお答えいたします。

まず、B評価だったという就業環境なんですが、これはBにした理由なんですけれども、実は今、国のほうで進められています働き方改革、これへの取組について、やはり総合的に考えてまだ病院としても改善の余地があるということでBとさせていただきました。

ご承知のように、一般の労働者につきましては既に時間外勤務とかの取決めが決まっていますが、医師につきましては、ご承知のように5年間の猶予期間というのが設けられておりまして、2024年4月から医師の労働規制が上限つきで始まります。そういった意味で、なかなか実は医師の労働時間規制につきましては複雑な問題もございまして、これをきっちりやってしまった場合に、各医療機関で診療ができなくなってしまうのではないかなというようなこともありまして、現在、国のほうでいろいろな検討会を設けまして、この規制を実現するためにどのような具体的な内容でこの規制を適用していくかという検討会が行われています。ですので、当病院も病院独自でできることは着々と進めているんですが、やはりそういった国の検討会の検討結果を見た上で取り組まなくちゃいけない項目が多々ございます。

具体的に言いますと、医師は非常に長時間働いていただいているんですが、例えば特に5時以降、どの時間まで残業代を払う対象とするのかということのも非常に普通の労働者と違っていて難しい部分もございまして、診療している項目、時間については問題ないんですが、医師の場合、特別にやはり自己研さん、研究の部分がかなり多いということもありまして、じゃあ全部の時間帯を時間外でいちいち払ってできるかということ、これは正直言いますとどこの病院でも経営的に、もし残っている時間を全部時間外対象だと言われると、これはもう正直に言いますと日本中のどこの病院でも経営的に成り立たなくなってしまう。

そういった意味から、国のほうの検討会では、じゃあ自己研さんの範囲というのはどこまでなんだろうと。自己研究というのはどこまでを指すのだろうということで、そういった具体的な指針づくりが行われています。ですので、そういった指針が出てから我が病院としても検討していくということもあって、まだそういうのにきっちり対応できていないという

状況からBということで評価をさせていただきました。期限までにはうちの病院もしっかり法律の適用になるわけですので、そこはしっかりと準備できるようにしていきたいと思っております。

それと2点目の総台数ですが、現在、おおむね1,250台でございまして、1台当たり当然やると減ってしまうことはあるんですが、舗装化するときに少し区画のよりよい規格を取る少しデザインを変えたりして、何とか減らない方法ができないかというのを今やっているところでして、それほど多くは減らないで何とかいきたいなというふうに考えています。ただ、全部についてまだデザイン決定しているわけではないので、今のところは大きくは減らないでやっていきたいというレベルでお願いしたいと思います。

それと施設整備、どの部分をやるかということなんですが、これはまだざっくりとしたところなんですが、病院として緊急的にやらなくちゃいけないと思っているのは、実は本体の裏にある研修棟でして、ここは先生方の控室とかいろいろ会議室等も入っているんですが、実は耐震基準が満たされていない建物でございまして。これは県のほうでも公表されているんですが、一般の患者さんは入らないということで整備が後回しになっていたんですが、職員は日常使っている建物ですので、そこが耐震基準を満たしていないということは耐震診断の結果、分かっていますので、そこはやはり職員が耐震基準を満たしていない建物を利用しているというのは望ましいことではございませんので、ここはまず早急に耐震補強をするのか、あるいは一部取り壊して新築が望ましいのか、そういったことも含めて次期中期計画の中ではしっかりと検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今度、駐車場を広げるという話ですが、病院にかかる人は結局年寄りを含めていろいろ問題のある人なんですよ。そんな中でなるべく玄関に近いほうがいいと思うんですが、そこで駐車場、2階、3階というのは全然考えなかったんですか、お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 病院事務局長。

○旭中央病院事務局長（菅谷敏之史） 実は当面まず、青駐車場のところから開始するんですが、それに当たりまして、評価委員の中でも一委員からやはり立体駐車場を考えられないかというご指摘がございまして、内部で検討を進めました。しかし、ざっくりとした試算なんですが、やはり建物ということに、立体駐車場は屋根がつかますので、上から雨が漏れないようにするわけなので、そうしますと建物ということになりますので、やはりざっとした試

算をしてみましたところ、相当額の費用がかさむと。

それと今、委員からもあったように、この地域もかなり高齢化していますので、自走式ということで基本的にはぐるぐる回りながら行くと思うんですが、結構踏み間違えとか、高齢者が突き破って落ちてしまったとか、結構高齢者の危険運転の兼ね合いもあって、果たしてうちのこの地域に高齢者が多いことを考えると、立体に高額をかけることが適当かという判断をさせていただきまして、今の計画の中ではなるべく今のところを平面的に有効活用していこうというのが、今の考え方です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第25号につきましては、本会議で補足説明したとおりですので、よろしくお願いいたします。

担当課の説明は終わりました。

議案第25号について、質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第25号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の起

立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画を定めることにつ

いて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮澤芳雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課から、確定申告の相談受付の延長についてということで報告いたします。

確定申告は3月16日月曜日から令和2年4月16日の木曜日まで延長することとなりました。本庁舎において実施し、相談受付業務をすることといたします。

なお、相談受付業務につきましては、規模を縮小して行いますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いします。

(発言する人なし)

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。
以上で審査は全部終了いたしました。

○委員長（宮澤芳雄） これにて本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 20 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄